

■労働者派遣事業に係る情報の提供

令和4年6月1日現在

労働者派遣法および同施行規則に基づき、いであ株式会社が行う派遣に関し次の事項を情報提供いたします。

情報提供事項		根拠法令
① 派遣労働者数	2人	労働者派遣法 第23条第5項
② 派遣先数	2件	
③ 労働者派遣料金の平均額 (1日当たり)	31424円	労働者派遣法施行規則 第18条の2第3項
④ 派遣労働者の賃金の平均額 (1日当たり)	19688円	
⑤ マージン率 $[(③-④)/③]$	37.3%	労働者派遣法 第23条第5項
⑥ 労使協定を締結しているか 否かの別等	有 協定の有効期間の終期:2024年3月31日	
労使協定の対象となる派遣 労働者の範囲	全ての派遣労働者 (①内訳:一般事務従事者(2人))	
⑦ 派遣労働者のキャリア形成 支援制度に関する事項	新人研修、3年目研修、新管理職研修等の階層別研修 のほか、技術向上・伝承のための研修を実施 (各研修1~6日間程度、有給、職員の費用負担なし)	
⑧ 福利厚生に関する事項	社会保険(健康保険・厚生年金・雇用保険)・団体保険、 法人会員(リゾートクラブ等)、サークル ※前述の事項は雇用条件によっては利用できない場合 があります	

※令和3年1月~12月の実績より作成

2020年4月の労働者派遣法の改正にともない、労使協定方式による協定を2020年3月に締結。

2022年3月に更新。(協定有効期間:2022/4/1~2024/3/31)